

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市公営企業管理者

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 8 年 7 月 8 日付けで入札公告のありました加納浄水場管理棟その他建築工
事に係る競争入札の参加に際し、資格等の確認をされたく、入札説明書に基づく
書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること及び
添付書類の内容については真実と相違ないことを誓約します。

工事施工に関する誓約書

工事名	
-----	--

標記の工事に対する当社の入札価格は、社内における詳細な検討の結果、施工が可能であると判断し申込みをしたものであります。

当社が落札者となり当該工事を施工する場合には、公共工事の施工者であることの責任のもとに次の事項を遵守し施工することを誓約します。

- 1 下請業者とは、請負金額、工期、代金支払等の面で、適正な契約を締結します。
また、工事着手前に、施工体制台帳を 3 部作成し、担当課に 2 部提出します。
- 2 資材納入業者とは、契約代金、納期、代金支払等の面で、適正な契約を締結します。
- 3 労務者への適正な賃金支払を確保します。また、下請業者に対しても同様に指導します。
- 4 前払金の支払を受けたときは、下請業者等に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮します。
- 5 現場代理人・監理技術者等・専門技術者を適切に配置し、施工に関する各法規を遵守するとともに、十分な安全管理を行います。
- 6 低入札価格調査を実施した工事については、調査において説明した内容で施工します。
- 7 工事の施工にあたり、あらかじめ地元住民や関係者の理解と協力を求め、その意向に十分配慮して施工するとともに、苦情や要望に対しては誠意を持って対処します。
- 8 その他当該契約の内容に適合した履行（設計内容のみならず品質管理、書類作成等を含む。）を確保します。

また、工事施工上、上記誓約に相違があった場合には、契約解除、指名停止等いかなる措置又は処分も甘受し、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約します。

（宛先）和歌山市公営企業管理者

年 月 日

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

施 工 実 績 調 書

会社名 _____

項 目		記 入 欄
工 事 名 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	請負代金額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受注形態等	
工 事 概 要		

- ・ 公告において明示した工事の施工実績について、的確に判断できる具体的内容を記入すること。
- ・ 受注形態が J V 施工の場合、出資割合を記入すること。

監理技術者等の技術者区分・資格・工事経験

会社名 _____

配 置 予 定 者 の 技術者区分及び氏名		
最 終 学 歴		
法令による免許		
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	請負代金額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
工 事 概 要		

- ・工事概要については、項目別に簡明に記入すること。
- ・配置予定技術者は、公告に示す提出期限を審査基準日とし、その時点において他の工事との重複を確認する。
- ・配置予定者の技術者区分は監理技術者、主任技術者、専任特例1号主任技術者、専任特例1号監理技術者、専任特例2号監理技術者又は監理技術者補佐を記入すること。

営 業 所 技 術 者 等 調 書

年 月 日

(宛先) 和歌山市公営企業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

本店・支店名	業 種	氏 名	届出年月日

(注)「営業所技術者等」は、工事現場の現場代理人(請負代金額にかかわらず)及び専任を要する現場の主任技術者、監理技術者若しくは監理技術者補佐になることができません。ただし、建設業法第26条の5を適用できる場合を除きます。

なお、営業所技術者等調書には本社及び支店のすべての許可業種において、当該技術者を記入願います。また、記入が多い場合については、同様の書式を作成し提出してください。

確 認 書

年 月 日

(宛先) 和歌山市公営企業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

工 事 名

当社が、上記の工事について、落札者となり、工事の施工に際し下請発注する場合は、市内業者の活用に努めるとともに、市産品建設資材および市内調達資材（市内に本社、本店のある代理店等から調達した資材）の優先使用に努めます。万一、できない場合は、理由を明記した調達調書を提出します。

現場代理人等兼任届出書

年 月 日

和歌山市公営企業管理者様
所在地
商号
代表者氏名

第 号 工事の現場に配置する現場代理人又は技術者について、下記のとおり兼任させるので届け出ます。なお、既契約工事は工事担当課から現場代理人等の兼任について了解を得ています。また、当現場代理人等が兼任する工事件数は2件であることを申し添えます。

記

1 兼任する工事

	兼任する工事1（既契約工事）	兼任する工事2（新規工事）
現場代理人氏名		
技術者氏名		
発注者		
工事担当課		
工事番号		
工事名		
予定価格		
工期	年 月 日から 年 月 日まで	
施工箇所		

注(1) 建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。

2 兼任工事箇所図

直線距離 . km 縮尺 1：○○○○(縮尺を記入すること)

注(1) 地図等を使用し枠内に兼任する2件の工事の箇所を記載するとともに、工事現場間の直線距離及び縮尺を明記すること。枠内に収まらない場合は、別添とすることができる。

(2) 兼任する2件の工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼任」と記載すること。

添付書類

- ・既契約工事の監督職員に兼任承認を受けた工事打合簿の写し
- ・既契約工事の契約書（変更契約書）の写し
- ・既契約工事のコリンの登録内容確認書

監理技術者（専任特例2号）の兼務届出書

年 月 日

和歌山市公営企業管理者

様

所 在 地

商 号

代表者氏名

第 号 工事の現場に配置する監理技術者について、下記のとおり兼務させるので届け出ます。なお、既契約工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 兼務する工事

	兼務する工事1（既契約工事）	兼務する工事2（新規工事）
現 場 代 理 人 氏 名		
監 理 技 術 者 氏 名		
発 注 者		
工 事 担 当 課		
工 事 番 号		
工 事 名		
予 定 価 格		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
施 工 箇 所		

注(1) 兼務する一方の工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者の途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認める。
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 配置の確認事項

	建設業法第26条第3項ただし書き第二号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置できる。
	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件まで。
	上記項目を全て満たしています。

※ ○印を付けること。

3 兼務工事箇所図（別添A4）

それぞれの工事場所を示す位置図を添付し、縮尺を明記すること。

注(1) 兼務する2件の工事が同一場所である場合は、位置図上に「同一箇所における兼務」と記載すること。

添付書類

- ・既契約工事の発注者に兼務承認を受けた工事打合簿等の写し
- ・既契約工事の契約書（変更契約書）の写し
- ・既契約工事のコリンズの登録内容確認書

課名		日時	

特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体 協 定 書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 和歌山市発注に係る加納浄水場管理棟その他建築工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

(名 称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 ____年 ____月 ____日に成立し、建設工事の契約の履行を完了するまでは解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 1 2 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 1 3 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 1 4 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 5 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 1 6 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 1 6 条の 2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 7 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 1 6 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外2社は、上記のとおり加納浄水場管理棟その他建築工事に係る特定建設工事共同企業体の協定を締結したので、その証拠としてこの協定書4通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、3通は各自所持し、1通は和歌山市へ提出するものとする。

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

協定書記載事項

1 協 定 書

(1) 共同企業体の名称（第2条関係）

共同企業体の名称は、企業体の代表者（会社）を先にして、末尾に「特定建設工事共同企業体」を付すること。

(2) 事務所の所在地（第3条関係）

共同企業体の事務所は、代表者（会社）の営業所の所在地とする。

(3) 成立の時期（第4条関係）

共同企業体の成立の時期は特定建設工事共同企業体協定書押印日とする。

(4) 構成員の住所及び名称（第5条関係）

各構成員の「営業所の所在地」及び「商号又は名称」は、代表者（会社）を先に連記すること。

(5) 代表者の名称（第6条関係）

代表者（会社）の「商号又は名称」のみを記入すること。

(6) 構成員の出資割合（第8条関係）

一構成員の出資割合は2者による場合は30%以上、3者による場合は20%以上とし、降べき順に各構成員の「商号又は名称」の横に出資割合を%表示すること。

(7) 取引金融機関（第11条関係）

金融機関名及び支店名を記入すること。

(8) 協定書の記名捺印

所在地は主たる営業所又は受任先営業所の所在地とし、押印は和歌山市競争入札参加資格審査申請時に届け出た使用印とする。

2 そ の 他

- (1) 各構成員の代表者、使用印鑑等に変更が生じた場合、所定の様式により速やかに届け出ること。

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市公営企業管理者

共同企業体

名 称

事務所所在地

(代表者) 共同企業体 構 成 員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
共同企業体 第 2 構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
共同企業体 第 3 構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印

貴市発注に係る次の工事について、共同請負による競争入札（見積り）に参加いたしたく、別添の関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請いたします。

なお、この申請及び関係書類記載事項は、全て事実と相違ないことを誓約いたします。

工事名 加納浄水場管理棟その他建築工事